

国民健康保険事業の取扱いについて提出する。

平成16年 7月22日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

国民健康保険事業の取扱い(賦課関係)

1. 国民健康保険事業について、四市町村で差異のないものについては、現行のとおりとする。
2. 四市町村で差異のあるものは、次のとおりとする。
 - (1) 保険税の税率については、医療費の動向や関係法令の改正状況を考慮し、事業の健全な運営を確保できるように合併までに調整する。
 - (2) 保険税の納期については、菊池市の例により、平成17年度から統一する。
 - (3) 保険税の減免については菊池市の例による。

平成16年 9月22日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		国民健康保険事業の取扱い (賦課)		関係項目		国民健康保険税	
調整の内容		1. 国民健康保険事業について、四市町村で差異のないものについては、現行のとおりとする。 2. 四市町村で差異のあるものは、次のとおりとする。 (1) 保険税の税率については、医療費の動向や関係法令の改正状況を考慮し、事業の健全な運営を確保できるように合併までに調整する。					
		現		況			
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
国保世帯数 (全世帯中%)		5,591 (61.51%)	1,117 (65.82%)	1,019 (66.04%)	2,511 (54.59%)		
被保険者数 (全人口中%)		12,383 (45.40%)	2,969 (49.50%)	2,829 (52.04%)	5,741 (40.08%)		
市町村別内容	賦課方式	医療分		3方式 (所得割・均等割・平等割)			
		介護分		3方式 (所得割・均等割・平等割)			
	税率 (H16年度)	医療分	所得割	9.70%	8.90%	9.70%	8.90%
			均等割	26,000	27,000	27,400	27,400
			平等割	31,000	33,000	33,200	33,200
			課税限度額	530,000			
		介護分	所得割	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%
			均等割	7,200	6,000	6,000	6,500
			平等割	3,600	4,000	4,000	3,900
			課税限度額	80,000			
	一人あたりの税額	一般	67,920	71,428	67,140	74,072	
		退職	81,663	89,997	67,069	86,086	
全体		69,343	72,598	67,136	75,644		
一世帯あたりの税額		153,582	192,967	186,387	172,948		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		国民健康保険事業の取扱い（賦課）		関係項目		国民健康保険税	
調整の内容		1. 国民健康保険事業について、四市町村で差異のないものについては、現行のとおりとする。 2. 四市町村で差異のあるものは、次のとおりとする。 (2) 保険税の納期については、菊池市の例により、平成17年度から統一する。 (3) 保険税の減免については菊池市の例による。					
		現		況			
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市町村別内容	納期	第1期	7月1日から同月31日まで	6月1日から同月30日まで	6月1日から同月30日まで	6月1日から同月30日まで	6月1日から同月30日まで
		第2期	8月1日から同月31日まで	7月1日から同月31日まで	7月1日から同月31日まで	7月1日から同月31日まで	7月1日から同月31日まで
		第3期	9月1日から同月30日まで	8月1日から同月31日まで	8月1日から同月31日まで	8月1日から同月31日まで	8月1日から同月31日まで
		第4期	10月1日から同月31日まで	9月1日から同月30日まで	9月1日から同月30日まで	9月1日から同月30日まで	9月1日から同月30日まで
		第5期	11月1日から同月30日まで	10月1日から同月31日まで	10月1日から同月31日まで	10月1日から同月31日まで	10月1日から同月31日まで
		第6期	12月1日から同月25日まで	11月1日から同月30日まで	11月1日から同月30日まで	11月1日から同月30日まで	11月1日から同月30日まで
		第7期	翌年1月1日から同月31日まで	12月1日から同月25日まで			12月1日から同月25日まで
		第8期	翌年2月1日から同月末日まで	翌年1月1日から同月31日まで			翌年1月1日から同月31日まで
減額		7・5・2割の減額					
減免に関する条例及び規則（抜粋）		菊池市国民健康保険税条例 ・市長は、国民健康保険税の納税者のうち災害その他特別の事情があるものについて特に必要があると認める場合。 ・減免を受けようとする者は、納期前に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 年度、納期及び税額 (2) 減免を受けようとする事由 菊池市税の災害による減免基準に関する規則	七城町国民健康保険税条例 ・次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要と認める場合 1. 貧困により公私の扶助を受ける者 2. 当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 3. 失業又は退職等により、納税力がないと認められる者又はこれらに準ずると認められる者 4. 天災その他これに類する災害により、資産につき損失を受けた者 5. 納税者又は同居親族が疾病にかかり、負傷のため異常な出資を要し、保険税の納付が困難と認められる者	旭志村国民健康保険税条例 ・次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要と認める場合 1. 貧困により公私の扶助を受ける者 2. 当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 3. 失業又は退職等により、納税力がないと認められる者又はこれらに準ずると認められる者 4. 天災その他これに類する災害により、資産に損失を受けた者 5. 納税者又は同居親族が疾病にかかり、負傷のため異常な出資を要し、保険税の納付が困難と認められる者	泗水町国民健康保険税条例 ・国民健康保険税の納税者のうち、災害、その他特別の事情があるものについて特に必要があると認めた場合 ・減免を受けようとするものは納期前に次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出 (1) 年度、納期及び税額 (2) 減免を受けようとする事由		

協議第55号 - 2 国民健康保険税の取扱いについて（賦課関係） 参考資料

菊池市

菊池市税の災害による減免基準に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、菊池市税賦課徴収条例(昭和32年条例第22号)第51条第1項第5号、第71条第1項第3号、第139条の2第1項第2号及び菊池市国民健康保険税条例(昭和32年条例第4号)第16条第1項の規定に基づき、市税の災害減免の基準について定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この規則において「災害」とは、震災、風水害、落雷、火災、冷害、凍霜害、雪害、干害その他自然現象の異変による災害並びに火薬及びガス類の爆発その他人為による異状な災害及び害虫、害鳥獣その他生物による異状な災害をいう。

(市民税の減免)

第3条 市長は、個人の市民税の納税義務者が災害により次の事由に該当することとなった場合においては、当該納税者の市民税のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額(特別徴収に係るものにあつては、その日の属する月の翌月以後において徴収すべき税額とする。)について当該税額に次に掲げる率を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

(1) 死亡した場合 10分の10

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなった場合 10分の10

(3) 障害者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。)となった場合 10分の9

2 市長は、災害により納税義務者(法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財について災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の同項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)又は法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者に対して課する当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額について次に掲げる区分に従い、当該税額を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

合計所得金額\損害の程度	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	10分の5	10分の10
750万円以下であるとき	10分の2.5	10分の5
750万円を超えるとき	10分の1.25	10分の2.5

3 市長は、災害によりその年中において収穫すべき農産物について生じた減収による損失額の合計額(農産物の減収価額から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農産物共済金額を控除した金額)が平年における当該農産物による収入額の合計額の10分の3以上であるもので、前年中における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、当該納税義務者に対して課する市民税の所得割額(当該年度分の市民税所得割の額を、前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とに按分して得た額)のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額について、次に掲げる区分に従い、当該税額を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

減免規則等

協議第55号 - 2 国民健康保険税の取扱いについて（賦課関係） 参考資料

菊池市

(土地に対する固定資産税の減免)

第4条 市長は、災害により被害を受けた農地又は宅地が流失、水没、埋没又は崩壊等により作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課する当該年度分の固定資産税額のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額について、次に掲げる区分に従い、当該税額を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	10分の10
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

2 市長は、災害により被害を受けた農地及び宅地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税については、前項の規定に準じて、その税額を軽減し、又は免除する。

(家屋に対する固定資産税の減免)

第5条 市長は、災害により被害を受けた家屋については、当該家屋に対して課する当該年度分の固定資産税額のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額について、次に掲げる区分に従い、当該税額を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	10分の10
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内装、外装、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

(償却資産に対する固定資産税の減免)

第6条 市長は、災害により被害を受けた償却資産については、当該償却資産に対して課する当該年度分の固定資産税額のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額を前条の規定の例によって軽減し、又は免除する。ただし、他の市町村の区域にわたり償却資産を所有する法人については、その所有する全償却資産に係る被害率等を勘案のうえ必要と認められる限度において軽減し、又は免除するものとする。

(特別土地保有税の減免)

第7条 市長は、災害により被害を受けた土地に対して課する当該年度分の特別土地保有税のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額について、第4条の規定の例によって軽減し、又は免除する。

(国民健康保険税の減免)

第8条 市長は、災害により被害を受けた納税義務者が納付すべき当該年度分の国民健康保険税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額について、第3条の規定の例によって軽減し、又は免除する。

(減免の申請)

第9条 市税の減免を受けようとする者は、市民税、国民健康保険税に関しては様式第1号、固定資産税に関しては様式第2号、特別土地保有税に関しては様式第3号により、市長に減免申請書を提出しなければならない。

第10条以下省略

四市町村の国民健康保険税税率の推移

平成13、14年度は年報より、H15年度は本算定時の数値

医療分

	税率	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
H13年度	所得割 %	8.0	7.8	7.8	7.8
	資産割 %	36.0	-	-	-
	均等割額 円	19,900	27,400	25,000	27,400
	平等割額 円	25,800	33,200	31,200	33,200
	1人当調定額 円	69,928	71,118	69,277	73,498
H14年度	所得割 %	8.8	7.8	8.0	7.8
	資産割 %	-	-	-	-
	均等割額 円	26,400	27,400	27,000	27,400
	平等割額 円	25,200	33,200	32,000	33,200
	1人当調定額 円	66,831	72,309	64,442	71,088
H15年度	所得割 %	9.7	7.8	8.9	7.8
	資産割 %	-	-	-	-
	均等割額 円	27,000	27,400	27,400	27,400
	平等割額 円	32,000	33,200	33,200	33,200
	1人当調定額 円	65,973	63,624	61,897	65,763
H16年度	所得割 %	9.7	8.9	9.7	8.9
	資産割 %	-	-	-	-
	均等割額 円	26,000	27,000	27,400	27,400
	平等割額 円	31,000	33,000	33,200	33,200
	1人当調定額 円	65,050	67,778	62,366	70,894

介護分

	税率	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
H13年度	所得割 %	0.8	0.47	0.8	0.8
	均等割額 円	7,200	6,000	6,000	6,500
	平等割額 円	3,600	4,000	4,000	3,900
	1人当調定額 円	16,166	14,516	18,161	16,940
H14年度	所得割 %	0.8	0.47	0.8	0.8
	均等割額 円	7,200	6,000	6,000	6,500
	平等割額 円	3,600	4,000	4,000	3,900
	1人当調定額 円	15,663	15,007	16,023	16,519
H15年度	所得割 %	0.8	0.47	0.8	0.8
	均等割額 円	7,200	6,000	6,000	6,500
	平等割額 円	3,600	4,000	4,000	3,900
	1人当調定額 円	14,261	12,535	17,058	15,156
H16年度	所得割 %	0.8	0.8	0.8	0.8
	均等割額 円	7,200	6,000	6,000	6,500
	平等割額 円	3,600	4,000	4,000	3,900
	1人当調定額 円	14,238	15,991	15,654	15,332

菊池北部四市町村 国民健康保険税の賦課状況 医療分合計 (16年度)

賦課期日現在(4月1日) 本算定時調定表より

単位:円 世帯:人

区 分		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
本算定日		7月1日	6月1日	6月1日	6月1日		
世帯数		5,591	1,117	1,019	2,511		
被保険者数		12,383	2,969	2,829	5,741		
算定額	所得割額	519,290,762	136,813,524	166,365,998	264,189,657		
	(課税対象額)	5,353,530,294	1,537,234,851	1,715,116,561	2,968,432,551		
	均等割額	321,958,000	80,163,000	77,514,600	157,303,400		
	平等割額	173,321,000	36,861,000	33,830,800	83,365,200		
	算定額計 A = + +	1,014,569,762	253,837,524	277,711,398	504,858,257		
	1人当り課税対象額	432,329	517,762	606,262	517,058		
軽減の状況	7割軽減	均等割	被保険者数	3,243	565	776	1,337
		均等割	軽減額	59,022,600	10,678,500	14,883,680	25,643,660
		平等割	世帯数	2,056	349	409	797
		平等割	軽減額	44,615,200	8,061,900	9,505,160	18,522,280
	5割軽減	均等割	被保険者数	1,037	190	264	406
		均等割	軽減額	13,481,000	2,565,000	3,616,800	5,562,200
		平等割	世帯数	339	60	71	128
		平等割	軽減額	5,254,500	990,000	1,178,600	2,124,800
	2割軽減	均等割	被保険者数	0	0	0	0
		均等割	軽減額	0	0	0	0
		平等割	世帯数	0	0	0	0
		平等割	軽減額	0	0	0	0
	軽減計	被保険者数		4,280	755	1,040	1,743
		世帯数		2,395	409	480	925
		軽減額計 B		122,373,300	22,295,400	29,184,240	51,852,940
		軽減世帯の割合		42.84%	36.62%	47.11%	36.84%
課税限度額の超過	超過世帯数		263	95	120	146	
	超過税額 C		86,537,216	30,278,182	72,053,842	45,899,056	
端数整理した額 D		146,146	30,842	38,716	106,361		
調定	調定額 = A - B - C - D		805,513,100	201,233,100	176,434,600	406,999,900	
	一世帯当りの調定額		144,073	180,155	173,145	162,087	
	一人当りの調定額		65,050	67,778	62,366	70,894	
	応益割率 (一般医療分)		54.30%	53.15%	54.19%	53.38%	

菊池北部四市町村 国民健康保険税の賦課状況 介護分合計 (16年度)

賦課期日現在(4月1日) 本算定時調定表より

単位:円 世帯:人

区 分		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
本算定日		7月1日	6月1日	6月1日	6月1日		
世帯数		2,695	593	575	1,287		
被保険者数		3,734	895	862	1,779		
算定額	所得割額	24,376,454	8,251,562	10,159,041	14,044,175		
	(課税対象額)	3,047,150,613	1,058,077,119	1,269,901,890	1,755,568,327		
	均等割額	26,884,800	5,162,000	5,172,000	11,563,500		
	平等割額	9,702,000	2,301,653	2,300,000	5,019,300		
	算定額計 A = + +	60,963,254	15,715,215	17,631,041	30,626,975		
	1人当り課税対象額	816,055	1,182,209	1,473,204	986,829		
軽減の状況	7割軽減	均等割	被保険者数	667	93	191	305
			軽減額	3,361,680	372,050	802,200	1,387,750
		平等割	世帯数	569	87	150	259
			軽減額	1,433,880	232,629	420,000	707,070
	5割軽減	均等割	被保険者数	268	41	80	93
			軽減額	964,800	123,000	240,000	302,250
		平等割	世帯数	193	29	50	70
			軽減額	347,400	58,000	100,000	136,500
	2割軽減	均等割	被保険者数	0	0	0	0
			軽減額	0	0	0	0
		平等割	世帯数	0	0	0	0
			軽減額	0	0	0	0
	軽減計	被保険者数		935	134	271	398
		世帯数		762	116	200	329
		軽減額計 B		6,107,760	785,679	1,562,200	2,533,570
		軽減世帯の割合		28.27%	19.56%	34.78%	25.56%
課税限度額の超過	超過世帯数		42	16	42	27	
	超過税額 C		1,591,305	597,437	2,559,527	772,814	
端数整理した額 D		97,689	20,499	15,414	45,791		
調定	調定額 = A - B - C - D		53,166,500	14,311,600	13,493,900	27,274,800	
	一世帯当りの調定額		19,728	24,134	23,468	21,193	
	一人当りの調定額		14,238	15,991	15,654	15,332	
	応益割率		61.62%	49.37%	49.58%	55.55%	

協議第55号 - 2 国民健康保険税事業の取扱い(賦課) 参考資料
 四市町村の所得階層別国保税課税額試算表(二人世帯) 医療分(16年)

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
所得割率	9.70%	8.90%	9.70%	8.90%
均等割額(1人当)	26,000	27,000	27,400	27,400
平等割額(1世帯)	31,000	33,000	33,200	33,200
限度額	530,000円			

区分				菊池市	七城町	旭志村	泗水町
		合計所得	課税対象所得				
1	所得割額(円)	6,000,000	5,670,000	549,990	504,630	549,990	504,630
	均等割額(人)		2	52,000	54,000	54,800	54,800
	平等割額(世帯)		1	31,000	33,000	33,200	33,200
	計			530,000	530,000	530,000	530,000
2	所得割額(円)	5,000,000	4,670,000	452,990	415,630	452,990	415,630
	均等割額(人)		2	52,000	54,000	54,800	54,800
	平等割額(世帯)		1	31,000	33,000	33,200	33,200
	計			530,000	502,600	530,000	503,600
3	所得割額(円)	4,000,000	3,670,000	355,990	326,630	355,990	326,630
	均等割額(人)		2	52,000	54,000	54,800	54,800
	平等割額(世帯)		1	31,000	33,000	33,200	33,200
	計			438,900	413,600	443,900	414,600
4	所得割額(円)	3,500,000	3,170,000	307,490	282,130	307,490	282,130
	均等割額(人)		2	52,000	54,000	54,800	54,800
	平等割額(世帯)		1	31,000	33,000	33,200	33,200
	計			390,400	369,100	395,400	370,100
5	所得割額(円)	3,000,000	2,670,000	258,990	237,630	258,990	237,630
	均等割額(人)		2	52,000	54,000	54,800	54,800
	平等割額(世帯)		1	31,000	33,000	33,200	33,200
	計			341,900	324,600	346,900	325,600
6	所得割額(円)	2,500,000	2,170,000	242,500	222,500	242,500	222,500
	均等割額(人)		2	52,000	54,000	54,800	54,800
	平等割額(世帯)		1	31,000	33,000	33,200	33,200
	計			325,500	309,500	330,500	310,500
7	所得割額(円)	2,000,000	1,670,000	161,990	148,630	161,990	148,630
	均等割額(人)		2	52,000	54,000	54,800	54,800
	平等割額(世帯)		1	31,000	33,000	33,200	33,200
	計			244,900	235,600	249,900	236,600
8	所得割額(円)	1,000,000	670,000	64,990	59,630	64,990	59,630
	均等割額(人)		2	52,000	54,000	54,800	54,800
	平等割額(世帯)		1	31,000	33,000	33,200	33,200
	2割軽減額 均等割(人)			-10,400	-10,800	-10,960	-10,960
	2割軽減額 平等割(世帯)			-6,200	-6,600	-6,640	-6,640
計			131,300	129,200	135,300	130,000	
9	所得割額(円)	500,000	170,000	16,490	15,130	16,490	15,130
	均等割額(人)		2	52,000	54,000	54,800	54,800
	平等割額(世帯)		1	31,000	33,000	33,200	33,200
	5割軽減 均等割(人)			-26,000	-27,000	-27,400	-27,400
	5割軽減 平等割(世帯)			-15,500	-16,500	-16,600	-16,600
計			57,900	58,600	60,400	59,100	
10	所得割額(円)	330,000	0	0	0	0	0
	均等割額(人)		2	52,000	54,000	54,800	54,800
	平等割額(世帯)		1	31,000	33,000	33,200	33,200
	7割軽減 均等割(人)			-36,400	-37,800	-38,360	-38,360
	7割軽減 平等割(世帯)			-21,700	-23,100	-23,240	-23,240
計			24,900	26,100	26,400	26,400	

協議第55号 - 2 国民健康保険税事業の取扱い(賦課) 参考資料
 四市町村の所得階層別国保税課税額試算表(二人世帯) 介護分(16年)

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
所得割率	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%
均等割額(1人当)	7,200	6,000	6,000	6,500
平等割額(1世帯)	3,600	4,000	4,000	3,900
限度額	80,000円			

区分			菊池市	七城町	旭志村	泗水町
	合計所得	課税対象所得				
1	所得割額(円)	6,000,000	45,360	45,360	45,360	45,360
	均等割額(人)		14,400	12,000	12,000	13,000
	平等割額(世帯)		3,600	4,000	4,000	3,900
	計		63,300	61,300	61,300	62,200
2	所得割額(円)	5,000,000	37,360	37,360	37,360	37,360
	均等割額(人)		14,400	12,000	12,000	13,000
	平等割額(世帯)		3,600	4,000	4,000	3,900
	計		55,300	53,300	53,300	54,200
3	所得割額(円)	4,000,000	29,360	29,360	29,360	29,360
	均等割額(人)		14,400	12,000	12,000	13,000
	平等割額(世帯)		3,600	4,000	4,000	3,900
	計		47,300	45,300	45,300	46,200
4	所得割額(円)	3,500,000	25,360	25,360	25,360	25,360
	均等割額(人)		14,400	12,000	12,000	13,000
	平等割額(世帯)		3,600	4,000	4,000	3,900
	計		43,300	41,300	41,300	42,200
5	所得割額(円)	3,000,000	21,360	21,360	21,360	21,360
	均等割額(人)		14,400	12,000	12,000	13,000
	平等割額(世帯)		3,600	4,000	4,000	3,900
	計		39,300	37,300	37,300	38,200
6	所得割額(円)	2,500,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	均等割額(人)		14,400	12,000	12,000	13,000
	平等割額(世帯)		3,600	4,000	4,000	3,900
	計		38,000	36,000	36,000	36,900
7	所得割額(円)	2,000,000	13,360	13,360	13,360	13,360
	均等割額(人)		14,400	12,000	12,000	13,000
	平等割額(世帯)		3,600	4,000	4,000	3,900
	計		31,300	29,300	29,300	30,200
8	所得割額(円)	1,000,000	5,360	5,360	5,360	5,360
	均等割額(人)		14,400	12,000	12,000	13,000
	平等割額(世帯)		3,600	4,000	4,000	3,900
	2割軽減 均等割(人)		-2,880	-2,400	-2,400	-2,600
	2割軽減 平等割(世帯)		-720	-800	-800	-780
計		19,700	18,100	18,100	18,800	
9	所得割額(円)	500,000	1,360	1,360	1,360	1,360
	均等割額(人)		14,400	12,000	12,000	13,000
	平等割額(世帯)		3,600	4,000	4,000	3,900
	5割軽減 均等割(人)		-7,200	-6,000	-6,000	-6,500
	5割軽減 平等割(世帯)		-1,800	-2,000	-2,000	-1,950
計		10,300	9,300	9,300	9,800	
10	所得割額(円)	330,000	0	0	0	0
	均等割額(人)		14,400	12,000	12,000	13,000
	平等割額(世帯)		3,600	4,000	4,000	3,900
	7割軽減 均等割(人)		-10,080	-8,400	-8,400	-9,100
	7割軽減 平等割(世帯)		-2,520	-2,800	-2,800	-2,730
計		5,400	4,800	4,800	5,000	

協議第55号 - 2 国民健康保険事業の取扱い（賦課関係） 参考資料

1. 国民健康保険制度

(1) 国民健康保険制度とは

国民健康保険は、健康保険、船員保険、国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校

教職員共済組合のいずれの制度にも加入できない人を対象とする、わが国の国民皆保険を根底から支える制度です。

	制度	被保険者		保険者
医療 保 険	健康保険	一般	健康保険の適用事業所で働く勤労者	政府（社会保険庁）、健康保険組合
		健康保険法第3条2項の規定による被保険者	健康保険の適用事業所に臨時に使用される人や季節的業務に従事する人等	政府（社会保険庁）
	船員保険（疾病部門）	船員として船舶所有者に使用される人		政府（社会保険庁）
	共済組合（短期給付）	国家公務員、地方公務員、私学の教職員		各種共済組合
	国民健康保険	健康保険・船員保険・共済組合等に参加している勤労者以外の一般住民		市（区）町村
退職者医療	国民健康保険	厚生年金保険など被用者年金に一定期間加入し、老齢年金給付を受けている75歳未満等の person		市（区）町村
老人医療	老人保健	医療の対象者 = 医療保険制度の加入者（被保険者・被扶養者）のうち、75歳以上の人及び65歳以上で一定の障害の程度にある人等		実施主体は市（区）町村

(2) 市町村の役割

医療保障制度の一環として、国民福祉と保健の向上に寄与する目的をもつ国民健康保険事業は、住民に身近な市町村行政の中で運営するのが最も合理的かつ効果的です。

このため、法により、市町村には保険者としての国民健康保険の実施義務が課せられています。

○国民健康保険法（昭和33年法律192号）抜粋

（保険者）第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

（被保険者）第5条 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

協議第55号 - 2 国民健康保険事業の取扱い（賦課関係） 参考資料

2 国民健康保険料（税）

（1）市町村が徴収する賦課（課税）額

保険者である市町村は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、保険料の徴収、又は、国民健康保険税の課税を行います。保険料か保険税かの選択は、市町村の判断にまかされていますが、保険税を採用した場合は、その賦課徴収については地方税法の規定が適用されることになります。

また、法により市町村が徴収する賦課（課税）額は、基礎賦課（課税）額と介護納付金賦（課税）額を合わせた額となります。

- ・基礎賦課（課税）額 = 国民健康保険事業に要する費用に充てるための賦課（課税）額
- ・介護納付金（課税）額 = 介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（いわゆる「第2号被保険者」）につき算定した、介護納付金の納付に要する費用に充てるための賦課（課税）額

（2）国民健康保険料（税）率

【医療分】

国民健康保険では、医療給付費等の支出見込み額から、国庫支出金や一般会計からの繰入金等の収入見込み額を除いた残りの額を保険料（税）で賄うこととしています。

このため、保険料（税）収入による予算額は、医療給付費等の支出見込み額から、国庫支出金や一般会計繰入金等による保険料（税）以外の収入見込み額を差し引いた額になります。

また、保険料（税）率は、保険料（税）収入による予算額を確保するのに必要な額を被保険者の数や所得などで按分して決定されます。

按分の方法には、4方式、3方式、2方式の3つの方法がありますが、現在、四市町村とも3方式（所得割・被保険者均等割・世帯別平等割）を採用しています。

【介護分】

医療分と同じように、介護納付金として国に納付する金額から国庫支出金、一般会計から繰入金等の収入見込みを除いた残りの額を、保険料（税）で賄うこととしています。

按分の方法は、医療分と同じで四市町村とも3方式を採用しています。

所得割・・・対象となる所得は当該年度の賦課期日（4月1日）の属する年の前年中の総所得金額等に対して課税

被保険者均等割・・・国保加入者1人につき1年間に負担する金額

世帯別平等割・・・国保加入世帯、一世帯につき1年間に負担する金額

（3）応能割と応益割

国民健康保険税は、不均一で偶発的な保険事故に対してのいわゆる保険給付のために充てられるものであるから、受益に対する負担が考慮されなければなりません。このような見地から、課税総額は応能原則、応益原則の2本立てで構成（地方税法第703条の4第4項）この応能、応益の割合は、現行法上50：50が標準とされています。

国は、この応益割合について45%以上55%未満の範囲を指導されています。

協議第55号 - 2 国民健康保険事業の取扱い（賦課関係） 参考資料

応益割額（被保険者均等割額・世帯別平等割額）が、増加すると、中間所得層の保険料（税）負担が過重になる。一方で、50%が原則とされている応益割合を低く設定している保険者が多く、保険者間（市町村）及び被保険者内の負担の不均衡が生じています。

このような問題解決のため、平準化が進められています。平成7年度から、応益割合が50%に近い、近づけようと努力している保険者は、それまでの6割軽減・7割軽減・4割軽減・5割軽減・新に申請による2割軽減の適用など、軽減制度の拡充を図り、低所得者の負担が増大しないよう、中間所得者の保険料（税）の負担の軽減が図られております。

（地方税法第703条の4第4項）

4 方式	所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	40 / 100	応能割	一般的に「町村型」とよばれている
		資産割総額	10 / 100		
3 方式	所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割額	被保険者均等割総額	35 / 100	応益割	「中小都市型」とよばれている
		世帯別平等割額	15 / 100		
2 方式	所得割総額及び被保険者均等割総額	所得割総額	50 / 100	応能割	「都市型」とよばれている
		被保険者均等割総額	50 / 100	応益割	

用語

応能割：国保加入者、介護保険第2号被保険者の担税能力に応じて課税する国保料（税）

応益割：国保加入者、介護保険被保険者が受ける利益（医療費・介護）に対する国保料

所得割：国保加入者、介護保険第2号被保険者の所得×所得割の税率

資産割：国保加入者、介護保険第2号被保険者の固定資産税額×資産割の税率

均等割：国保加入者、介護保険第2号被保険者の人数×均等割の税額

平等割：国保加入者、介護保険第2号被保険者の世帯数×平等割の税額

平準化：保険者間（市町村間）及び被保険者内（国保加入者）の負担の均衡を保つため、

応能応益割合を50：50に近づける（概ね応益割合を45%以上55%未満の範囲）

低所得者に対する減額

国保加入者、介護2号被保険者の所得に応じて税額（応能割のみ適用）が減額される。

応益割合が45%以上55%未満の市町村は、7割・5割・2割軽減を適用できる。

応益割合が35%未満の市町村は、5割・3割軽減を適用できる。

上記以外の市町村は、6割・4割軽減を適用できる。

軽減した税額の補填

保険基盤安定負担金繰入金として国 1/4・県 1/2・市 1/2 の基準で軽減、減額した
税額分が収入の財源

保険基盤安定負担金・保険者支援分として国から補填
財政安定化支援事業繰入金の中でも算定分の補填がある

協議第55号 - 2 国民健康保険事業の取扱い（賦課関係） 参考資料

【国民健康保険料と国民健康保険税の違い】

参考資料

項目	保険料	保険税
創設時期	昭和13年 国保制度発足当初より創設	昭和26年 目的税として創設
趣旨（性質）	地方自治法上の市町村の収入 国保税と同様に強制徴収権有り	税とすることで国民の義務観念の向上を図り、徴収成績向上を見込んで創設
法律規定	保険者は、国保法第76条の規定により保険料を徴収する。	国保税は市町村のみ適用 採用は、市町村の裁量による
徴収の根拠	国保法、地方自治法、市町村条例	地方税法、市町村条例
徴収手続き	地方自治法、同法施行令、市町村条例に規定	地方税法により、一般税と同様に規定
最高賦課限度額	国保法施行令の規定による 基礎賦課額 530,000円 介護納付金賦課額 80,000円 以内で条例により規定	地方税法の規定による 基礎賦課額 530,000円 介護納付金賦課額 80,000円 以内で条例により規定
都道府県知事に対する協議	国保法の規定により、料率の設定、変更を行う条例の改廃をする際には、知事に協議が必要	賦課に関する諸事項は、地方税法に規定されており、協議の必要はない
賦課権の期間制限	2年 （国民健康保険法第110条）	3年 （地方税法第17条の5）
徴収権、還付請求権の消滅時効	2年 （国民健康保険法第110条）	5年 （地方税法第18条・18条の3）
徴収権の優先順位	国税及び地方税に次ぐ （地方自治法第231条の3-3項）	国税と同順位、他の全ての債権、公課に優先（地方税法第14条）
不服申し立て	都道府県国民健康保険審査会に審査請求	直接の処分庁である市町村長に異議申し立て
条例規定事項	賦課総額及び内訳、保険料の減額、督促手数料、延滞金、徴収猶予 （国保料は、市町村長が告示）	国民健康保険税率

協議第55号 - 2 国民健康保険事業の取扱いについて（賦課） 参考資料

市町村合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価値若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

国民健康保険法（抜粋）

（第1条から第8条まで省略）

（届出等）

第9条 被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

2 世帯主は、市町村に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

3 市町村は、保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この項、第7項、[第63条の2](#)及び[第72条の4](#)において同じ。）を滞納している世帯主（その世帯に属するすべての被保険者が老人保健法の規定による医療又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第6項及び第8項において「老人保健法の規定による医療等」という。）を受けられることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

4 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

5 前2項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。

6 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（老人保健法の規定による医療等を受けられることができる者を除く。）に係る被保険者資格証明書（その世帯に属する老人保健法の規定による医療等を受けられることができる者がいるときは、当該被保険者資格証明書及びその者に係る被保険者証）を交付する。

- 7 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。
- 8 世帯主が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が老人保健法の規定による医療等を受けることができる者となったときは、市町村は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。
- 9 世帯主は、その世帯に属するすべての被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。
- 10 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条から第24条まで又は第25条の規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第28条の規定による付記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第2項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。
- 11 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(第12条省略)

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

(第12条から第35条まで省略)

(療養の給付)

第36条 市町村及び組合(以下「保険者」という。)は、被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

1. 診察
 2. 薬剤又は治療材料の支給
 3. 処置、手術その他の治療
 4. 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 5. 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 2 食事の提供たる療養(前項第5号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。)に係る給付及び選定療養(健康保険法第63条第2項に規定する選定療養をいう。以下同じ。)に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。
- 3 被保険者が第1項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機

関又は保険薬局(健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。)に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。

4 第1項の給付(健康保険法第63条第4項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。)は、介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第7条第23項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

(36条から第57条まで省略)

第58条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 保険者は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。

(59条から第75条まで省略)

(保険料)

第76条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用(老人保健拠出金及び介護納付金の納付に要する費用を含み、第81条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める組合にあっては、同条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用を、健康保険法第179条に規定する組合にあっては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

2 前項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとする。

(77条から第81条まで省略)

保健事業

第82条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

国民健康保険法施行令(昭和33年12月27日政令362号)

(国民健康保険運営協議会の組織)

第3条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつ

て組織する。

2 協議会は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法第81条の2第1項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

3 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

介護保険法施行法 (平成9年12月17日法律第124号)

(適用除外に関する経過措置)

第11条 介護保険法第9条の規定にかかわらず、当分の間、40歳以上65歳未満の同法第7条第26項に規定する医療保険加入者又は65歳以上の者であって、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第4項第3号の規定により同法第30条に規定する身体障害者療護施設に入所しているものその他特別の理由がある者で厚生省令で定めるものは、介護保険の被保険者としなない。

国民健康保険法施行規則(昭和33年12月27日厚生省令第53号)

(身体障害者療護施設等に入所又は入院中の者に関する届出)

第5条の4 40歳以上65歳未満の被保険者が、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第11条第1項の規定の適用を受けるに至ったときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、14日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

1 被保険者が、介護保険法施行法第11条第1項の規定の適用を受けるに至った年月日

2 被保険者の氏名及び住所

3 入所又は入院中の施設の名称

4 被保険者証の記号番号

2 40歳以上65歳未満の被保険者が、介護保険法施行法第11条第1項の規定の適用を受けなくなったときは、前項の世帯主は、14日以内に、その年月日並びに前項第2号及び第4号に規定する事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

地方税 (昭和25年7月31日 法律226号)

(国民健康保険税)

第703条の4 国民健康保険を行う市町村(一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村)は、国民健康保険に要する費用(老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保

険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用（老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。）の分賦金とする。次項において同じ。）に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

（中略）

- 5 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち一般被保険者に係る基礎課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、一般被保険者である世帯主及びその世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保障者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

（中略）

- 12 国民健康保険税の納税義務者に対する基礎課税額のうち退職被保険者等に係る基礎課税額は、当該市町村における一般被保険者に係る国民健康保険税についての第4項の表の上欄に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額又は被保険者均等割額の合算額）とする。

（中略）

- 17 第5項又は第12項の基礎課税額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第5項の基礎課税額と第12項の基礎課税額との合算額）は、53万円を超えることができない。

（中略）

- 26 第20項の介護納付金課税額は、8万円を超えることができない。

（中略）

（国民健康保険税の減額）

第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した[第314条の2](#)第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、[第313条](#)第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法[第57条](#)第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下本条中山林所得金額の算定について同様とする。）及び山林所得金額の合算額が、[第314条の2](#)第2項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）の数に応じて政令で定める金額を加算した金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

国民健康保険法附則

11 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村は、同条第3項に規定する合併関係市町村の相互の間に保険料の賦課に関し著しい不均衡があるため、その全区域にわたって均一の保険料の賦課をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併(平成17年3月31日までの間に行われたものに限る。)が行われた日の属する年度及びこれに続く5箇年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の保険料の賦課をすることができる。

協議第55号 - 2 国民健康保険の取扱いについて（賦課関係） 参考資料

団体名	調整方針
宇城東部二町 合併協会（中 央町、砥用町）	二町で差異のある国民健康保険税については、次のとおり扱うものとする。 (1) 税率については、合併直前の医療費の動向を考慮して合併時に調整する。ただし、平成16年度についてはそれぞれ旧町の例による。 (2) 納期については、砥用町の例による。 (3) 財政調整基金については、両町の合併前3ヶ年平均の年間保険給付費（保険給付費＋老人保健拠出金＋介護納付金）の12%程度の額を持ち寄る。 保険事業 (1) 人間ドック補助割合については、中央町の例による。 (2) 鍼灸補助については、砥用町の例による。 (3) 無受診者への表彰については、新町においても実施することとし、表彰基準については、新町において調整する。
宇城西部五町 合併協議会 （三角町、不 知火町、松橋 町、小川町、 豊野町）	1. 国民健康保険税については、次のとおりとする。 (1) 課税方式については、三角町、不知火町、松橋町、小川町の例による。 (2) 税率については、合併時に調整する。ただし、平成16年度は合併特例法第10条の規定を適用し、それぞれ各町の税率とする。 (3) 納期については、6月から翌3月までの10期とする。納期限は各月末日、ただし12月は26日とする。 2. 保険給付については、5町に相違がないため現行のまま新市に引き継ぐ。 3. 国民健康保険運営協議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、委員構成については、旧町間の均衡に配慮して合併時に調整する。 4. 保険事業については、合併までに調整を図るものとする。 5. 保険証の発行及び更新については、松橋町の例により合併までに調整する。 6. 高額療養費及び出産費資金貸付制度については、合併までに調整する。
菊池南部四町 合併協議会 （大津町、菊 陽町、合志町、 西合志町）	国民健康保険の取扱いについては、次のとおり調整を図るものとする。 1 賦課形態は国民健康保険税とする。 2 課税方式は四町とも相違がないため新市に引き継ぐ。 3 税率については、応能割、応益割のバランスと保険給付の動向をみながら、事業の健全な運営を確保できるよう合併までに調整す

	<p>る。ただし、平成16年度については、各町の税率とする。</p> <p>4 保険給付については、四町とも相違がないため現行のまま引き継ぐ。</p> <p>5 国民健康保険運営協議会については、現行のまま引き継ぐ。ただし、委員構成については、旧町間の均衡に配慮して合併までに調整する。</p> <p>6 はり・きゅう補助事業については、大津町の例により調整する。</p> <p>7 人間ドッグ(外来・宿泊)及び脳ドッグ助成については、新市において次のとおり実施するものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">対象者については、35歳以上とし、保険税完納世帯の被保険者とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">医療機関については、合併時に実施しているすべての医療機関とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">助成額は費用額の7割以下とし、50,000円を限度とする。</p> <p>8 医療費通知については、年7回とする。</p> <p>9 超音波検診補助については、合併時に廃止する。</p> <p>10 その他保険事業については、合併までに調整する。</p> <p>11 保険証の更新方法については、配達記録による各戸郵送とする。ただし、短期被保険証の交付及び国保被保険者資格者証明については、各町交付条件等に差異があるため、合併までに調整する。</p> <p>12 高額医療費貸付については、合併時に廃止する。</p> <p>13 出産費貸付及び高額医療費委任払については、大津町の例により調整する。</p>
<p>鹿本地域合併協議会(山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町)</p>	<p>1 国民健康保健事業について、1市4町で、差異のないものは、現行どおりとする。</p> <p>2 1市4町で差異のあるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民健康保険の医療給付分、介護給付金分の税率については、合併直前の医療費等の事業費や、関係法令の改正を基に、合併時から平成18年度まで不均一課税を行い、平成19年度から統一する。</p> <p>(2) 保険税の納期については、山鹿市の例により平成17年度から統一する。</p> <p>(3) 保険税の減免については、山鹿市の例により合併時から統一する。</p> <p>(4) 葬祭費については、鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町の例により合併時から統一する。</p>

	<p>(5) 出産育児一時金受領委任払い事業については、山鹿市の例により合併時から統一する。</p> <p>(6) 高額療養費受領委任払い事業については、山鹿市、菊鹿町及び鹿本町の例により合併時から統一する。</p> <p>(7) 高額療養費支払資金貸付事業については、合併時に廃止する。</p>
<p>天草上島四町村合併協議会 (大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町)</p>	<p>国民健康保険事業については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 国民健康保険の医療給付分、介護納付金分の税率については、合併時は負担増とならないよう調整する。ただし、医療費の動向や関係法令の改正状況を考慮のうえ、合併後3年間で適正な税率に調整していく。</p> <p>(2) 限度額については、4町に相違がないため、現行のとおり新市へ引き継ぐ。</p> <p>(3) 保険税の減額については、4町に相違がないため、現行のとおり新市へ引き継ぐ。</p> <p>(4) 給付については、4町に相違がないため、現行のとおり新市へ引き継ぐ。</p> <p>(5) 出産費資金貸付については、大矢野町の例による。</p> <p>(6) 高額療養費資金貸付については、龍ヶ岳町の例による。</p> <p>(7) はり、きゆう、あん摩等施術利用については、松島町の例による。</p> <p>(8) 国保税滞納対策事業については、大矢野町、松島町、龍ヶ岳町の例による。</p> <p>(9) 国民健康保険運営協議会については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、委員構成については、旧町間の均衡に配慮して、合併時に調整する。</p> <p>(10) 保健事業については、合併までに制度を統一できるよう調整する。ただし、人間ドック助成については、指定病院は現行どおりとし、個人負担を3割程度として実施する。</p>
<p>玉名地域1市8町合併協議会 (玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町)</p>	<p>1 国民健康保険の賦課形態については、現行のとおり保険税とする。但し、新市においても引き続き検討することとする。</p> <p>2 賦課方式については、3方式を採用する。但し、不均一課税期間については、旧市町の例による。</p> <p>3 税率については、合併直前の医療費の動向や関係法令の改正状況を考慮し合併する日の属する年度の翌年度より統一を図る。但し、急激な負担増となるときは、平成19年度まで不均一課税を行うものとする。</p> <p>4 低所得者に対する軽減割合については、7割・5割・2割軽減を適用する。</p> <p>5 課税限度額については、1市8町に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

- | | |
|--|--|
| | <p>6 納期については、7月から翌年2月までの8期とする。但し、合併年度については、旧市町の例による。</p> <p>7 保険税減免については、新市において統一して実施する。但し、対象者・減免基準等については、合併関係市町の実情を考慮し合併までに調整する。</p> <p>8 保険給付事業の医療費一部負担金及び出産育児一時金については、1市8町に相違がないため現行のとおりとし、葬祭費については、20,000円に統一する。</p> <p>9 高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。但し、実施内容については、関係団体と協議し合併までに調整する。</p> <p>10 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置し、委員の定数は、玉名市の例による。但し、委員構成については、合併関係市町間の均衡に配慮して合併までに調整する。</p> <p>11 保健事業については、次のとおり調整する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 無受診者表彰については、廃止の方向で調整する。(2) あんま、はり、きゅう施術利用補助については、新市においては、玉名市の例により実施する。(3) 家庭常備薬配布事業については、廃止の方向で調整する。(4) 人間ドック助成については、新市において統一して実施するものとし、助成内容については、合併までに調整する。(5) その他各種保健事業については、従来からの各市町における実施状況に配慮し、事業の効果等の観点から合併までに見直しを行い、新市で実施する。 |
|--|--|